

「インターネットと人権」

- 進行の仕方について、参考にしてください。時間は60分～90分の目安です。
- 参加者が多い場合は、グループに分かれて懇談をするなど、多くの方が発言できる機会を作るよう工夫してください。

【グループ形式で話し合いを進める場合】

- 少人数（4～5人）で話し合いができるよう、最初からグループになって座ることをお勧めします。

教材ページ	時間	進行の仕方
1ページ	5分 (5分)	<p>1 開会・あいさつ・自己紹介</p> <p>◎ 人権・同和教育部落懇談会のテーマ・目的の確認 琴浦町では「一人ひとりが尊重され、心豊かに つながりあうまちづくりをめざして」あらゆる差別をなくする総合計画を策定し推進しています。 その中の琴浦町人権・同和教育部落懇談会は旧東伯町では昭和48年（1973年）、旧赤碕町では昭和49年（1974年）から取り組みが始まり、部落問題を通し、生活の中での不合理、因習、迷信など様々な偏見や差別に気づき、幅広く様々な人権について考えられるようになりました。 ○一人ひとりの人権を尊重できる仲間づくり ○支え合い、つながりあう仲間づくり、地域づくり ○一人ひとりの思いや願いの実現をめざす地域づくり を目的とし、一人ひとりが人権を正しく理解し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消と人権尊重のまちづくりを推進し、地域における人権意識の高揚を図り、人権の視点で地域づくりを進めていくために、この人権・同和教育部落懇談会が開催されています。</p> <p>◎ 今年度の学習のテーマ・ねらいの確認 今年度の学習テーマは「インターネットと人権」です。琴浦町では昨年、一昨年と続けて、琴浦町ホームページのお問合せフォームに差別書き込みがありました。これらの差別事象があったことから、今回は「インターネットと人権」について皆さんと一緒に学びを深めていきたいと思います。</p> <p><ねらい> ・インターネットのやり取りは社会の生活に大きな影響を与えており、誰もが無関係ではられないことを知り、インターネットの「良さ」「問題点」は表裏一体の関係だと理解する。 ・日頃の人権感覚のありようが、インターネット上のやり取りに影響を与えることに気づき、差別や人権侵害、その他特定の個人・集団に不利益・悪影響をもたらすような情報・行為を見抜くための人権感覚を身につける。</p> <p>以上のねらいを持って今年度の部落懇談会を開催していきたいと思います。</p>

1 ページ	5分 (5分)	<p>2 話し合いのルールの確認</p> <p>◎ 今日の懇談会が、皆さんにとって安心して学びを深めれる場になるように、話し合いのルールを確認してきたいと思います。</p> <p>「参加」 積極的に話し合いに参加しましょう。言いたくないときは「パス」と言って断ることもできます。</p> <p>「尊重」 意見が違って、相手を批判することなく一人ひとりを尊重し話しを聴きましょう。そして、一人の人だけが話し過ぎてしまわずに参加された皆さんが、発言できる環境づくりに心がけてみてください。</p> <p>「守秘」 参加者の個人的な経験談はこの場において帰りましょう。自分の経験や出来事について、誰に、どこまで、どんなふうに話すかを決めるのは、その人自身だけです。「いい話だから」といっても、勝手に他の人に紹介するのではなく、話すなら、お話された本人に確認してからにしてください。</p> <p>以上の3つの約束を守りながら、今日の話し合いを進めていきましょう。</p>
2 ページ	5分 (10分)	<p>3 「この数字は何？」</p> <p>○ 「79.8%」この数字は何でしょう？</p> <p>今回のテーマのインターネットに関わる統計の数字です。</p> <p>● この「79.8%」の数字は、総務省が平成29年に通信利用動向調査した数字で、パソコンや携帯、スマートフォン等の機器を使ってインターネットを利用している割合の数字です。 この調査は全国 40,592 世帯及び 5,877 企業を対象とし実施されました。およそ、10人に8人が利用していると言うことがこの調査結果でわかります。</p> <p><問いの資料を掲示する></p> <p>● 「60代のインターネット利用率は何%だと思いますか？」 ① 93% ②76.6% ③67.1% ④51% ⑤21.5%</p> <p><回答資料を掲示する></p> <p>● 60代のインターネットの利用率は②の76.6%でした。</p> <p>● インターネットは、ライフラインのように、すでにわたしたちの暮らしに根付いています。 インターネットを使ったことがない人でも、インターネットには自身の名前や写真が掲載されていることもあります。また、自分の住所を入力すると、地図で場所が表示される時代です。 インターネットで起こることは、誰もが無関係ではられません。 そこで今回は、インターネットの中で起こる様々なやり取りに注目しながら、情報を読み取ったり発信したりする際にどのようなことが大切になるか、人権の視点から一緒に考えていきたいと思っています。</p>

2ページ	5分 (15分)	<p>4. 「あなたとインターネットの関係は？」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インターネットサービスについて、あてはまる記号を記入してみましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 利用している ○ 利用していないが知っている ? はじめて知った ● お互いのインターネットサービスの利用について意見交換しながら他に知っている、使っているネットサービスがあれば、伝えあってください。 <3分間>時間を取りますので意見交換をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ● 安心な暮らしと人権保障に役立つインターネットサービス例として、 <ul style="list-style-type: none"> ・病気等、外出がままならない状況にある人もインターネットショッピングを利用して生活用品の購入ができます。 ・インターネットを用いた遠隔授業を可能とする分身ロボットの活用もあり、病室からでも学校に通える。などがあります。 ● インターネットサービス機能には生活の豊かさをもたらし、また不利な状況に置かれがちな人の人権を守るために役立てられていることを知っていただけたと思います。
3ページ	40分 (55分)	<p>5 「インターネットの問題」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インターネットでは、匿名で簡単に情報発信できたり、瞬時に情報を世界中に伝えられたりします。そして、多くの団体等が情報を発信しているため、たくさんの情報が手に入り、ヤフーやグーグルなどの検索機能を使うことで、必要な情報を簡単に探すことができます。便利な反面、インターネットを悪用した人権侵害も起きています。 ● 問題が起きたことに対する取り組みとともに、日頃から、インターネット情報との向き合い方を考える必要があります。 そこで次からは、インターネットで起きている具体的な事例を元に、一緒に考えていきましょう。 ● ①②③の事例を話し合いを行ってください。 (時間があるようでしたら④⑤⑥の事例についても話し合ってみてください。) ● 話し合いの進め方の説明 <ol style="list-style-type: none"> 1.はじめに個人作業として、それぞれの事例に対して自分の思いを記号の中から選び記入してください。理由欄には、そう考えた理由を書き込むメモ欄として活用してください。 <5分間> 2.各自で考えた意見をグループ内で伝え合い、グループ用のワークシートにまとめてみてください。ここでは各グループ内で進行役・記録係・発表係を決めてもらい話し合いを進めてみてください。 <25分間> 3.グループで話し合った内容を発表しあいましょう。 <5分間> <p><事例解説資料の配布> (A4チラシ 一緒に配布)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これからそれぞれの事例について解説していきたいと思います。 <5分間>

3ページ	40分 (55分)	<p>事例① <プライバシーの侵害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットは、不特定多数の人が利用するため、本人の断りなく公開してしまうと、様々な問題や時に人権侵害等を引き起こすことにつながります。 ・文字や写真や動画などの情報には必ず、それらに関わる人がいます。勝手に掲載するのではなく、必ず許可を取ってから掲載するようにしましょう。 ・情報を大切にすることは、人を大切にすることにもつながります。 <p>事例② <誹謗中傷></p> <ul style="list-style-type: none"> ・この事例は、法律の観点から問題の程度を考えることもできますが、書き込まれた側（被害者）にとっては、誰が書き込んだかも、それを誰が読んでいるかも分かりません。また、削除や訂正も難しいことなどからいずれの事例も、精神的、社会的に大きな損害を受ける可能性があります。 <p>事例③ <個人情報の収集と差別></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、インターネット上には差別を助長するような情報が掲載されるといった問題が発生しています。掲示板などに被差別部落の地名が書き込まれていたり、検索をすれば、その地域に誰が住んでいるのかも分かったりするようなサイトもあります。 ・相手のことを知ろうと思い、そのようなサイトをうかつに開いてしまうと、その情報を公開した人の思惑にまんまと引っかかり、知った情報を使って差別に加担していくことになりかねません。 <p>インターネットで何でも簡単に調べられる世の中であるからこそ、知り得た情報を差別に使わないことを、今一度確認してみてください。</p> <p>事例④ <情報の収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットには便利に活用できる所があり、様々な団体が公式ホームページでプロフィールや活動内容を公開しています。それらの情報を元に、それぞれの団体がどんな活動をしているかなどを知ることができます。 <p>事例⑤⑥ <うわさ・デマ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例⑤⑥の内容は多少変えてはいますが、実際に災害時に掲載された書き込みです。 ・SNSなどの利用方法によっては、うわさやデマを拡散される事例もありますが、実際に命が守られる事例もあります。 ・事例⑤はデマの情報で、該当のコンビニ店は物資を受け付けておらず、店舗の駐車場には大量の物資が運びこまれ混乱が起きたようです。 ・事例⑥の内容は、命に関わる事柄で、実際、ツイッター等を通じて、消防局等に情報提供したり、該当者を励ましたり、発見・救助してもらいやすくなるためのアイデアを被害者等に提供したりすることが、今年の西日本豪雨の際にもあったそうです。 <p>● 皆さんにお配りした資料には、先ほどお伝えした内容以外にも補足解説を記載してあります。そして、インターネットを利用する際に気をつけていただきたい内容として、公益財団法人 人権教育啓発推進センター発行の冊子を抜粋した資料もお配りしてありますのでご確認ください。</p>
4ページ	5分 (60分)	<ul style="list-style-type: none"> ● まとめの資料を読む。 ● アンケートの記入をお願い致します。 アンケート記入をして頂いた方から今日の研修を終わりにしたいと思います。お帰りの際にはくれぐれも交通安全に気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。